

議案第411号の審査に係る調査報告書

議員定数に関する特別委員会

1 市の現状、課題及び行政需要の把握

(基礎データの整理)

No	団体名	議員数(人)	人口(H29.1.1時点)	面積(km ²)	小学校区
1	北海道小樽市	25	120,769	243.83	18
2	北海道江別市	27	119,182	187.38	18
3	福島県会津若松市	30	121,567	382.97	19
4	茨城県土浦市	28	143,570	122.89	16
5	茨城県取手市	24	108,416	69.94	14
6	埼玉県鴻巣市	26	119,041	67.44	19
7	埼玉県戸田市	26	137,320	18.19	12
8	埼玉県入間市	22	149,124	44.69	16
9	埼玉県三郷市	24	139,164	30.13	19
10	埼玉県坂戸市	20	101,545	41.02	12
11	埼玉県ふじみ野市	21	113,553	14.64	13
12	千葉県木更津市	24	134,646	138.95	19
13	千葉県我孫子市	24	132,619	43.15	13
14	千葉県鎌ヶ谷市	24	109,480	21.08	9
15	東京都武蔵野市	26	143,964	10.98	12
16	東京都青梅市	24	135,986	103.31	17
17	東京都昭島市	22	112,789	17.34	16
18	東京都小金井市	24	119,359	11.30	9
19	東京都東村山市	25	150,739	17.14	15
20	東京都国分寺市	24	120,656	11.46	10
21	東京都東久留米市	22	116,867	12.88	13
22	東京都多摩市	26	148,293	21.01	17
23	神奈川県伊勢原市	21	100,187	55.56	14
24	神奈川県海老名市	22	131,061	26.59	13
25	神奈川県座間市	22	130,088	17.57	11

No	団体名	議員数(人)	人口(H29.1.1時点)	面積(km ²)	小学校区
26	岐阜県多治見市	24	112,786	91.25	13
27	静岡県三島市	22	111,410	62.02	14
28	三重県伊勢市	28	128,800	208.35	23
29	大阪府池田市	22	103,077	22.14	10
30	大阪府守口市	22	143,983	12.71	11
31	大阪府泉佐野市	20	100,813	56.51	13
32	大阪府富田林市	19	113,952	39.72	16
33	大阪府河内長野市	18	108,488	109.63	13
34	大阪府松原市	18	121,467	16.66	15
35	大阪府箕面市	23	136,765	47.90	14
36	大阪府羽曳野市	18	113,332	26.45	14
37	兵庫県三田市	22	113,794	210.32	20
38	奈良県橿原市	24	123,589	39.56	16
39	奈良県生駒市	24	120,925	53.15	12
40	鳥取県米子市	26	149,407	132.42	23
41	広島県廿日市市	28	117,292	489.48	17
42	山口県岩国市	32	138,394	873.72	46
43	福岡県大牟田市	25	118,005	81.45	19
44	福岡県飯塚市	28	130,092	214.07	10
45	福岡県筑紫野市	22	103,312	87.73	11
46	福岡県春日市	20	112,783	14.15	12
47	長崎県諫早市	30	139,407	341.79	27
48	大分県別府市	25	119,741	125.34	14
49	宮崎県延岡市	29	126,612	868.02	27
50	鹿児島県霧島市	26	126,620	603.18	35

No	団体名	議員数(人) (H29. 10. 1)	平成28年度			平成27年度			平成26年度		
			住基人口(H28.1.1)	歳出合計(千円)	基準財政需要額(千円)	住基人口(H27.1.1)	歳出合計(千円)	基準財政需要額(千円)	住基人口(H26.1.1)	歳出合計(千円)	基準財政需要額(千円)
1	北海道小樽市	25	122,927	59,172,360	27,163,338	125,028	56,913,539	27,497,809	127,224	56,356,081	27,129,388
2	北海道江別市	27	119,517	45,938,712	20,213,643	120,225	46,576,123	20,227,621	120,805	44,407,170	19,775,361
3	福島県会津若松市	30	122,749	47,756,986	22,568,023	123,790	49,532,377	22,303,766	124,677	49,574,936	21,536,685
4	茨城県土浦市	28	144,088	56,063,369	21,315,046	144,927	61,345,827	21,103,411	145,532	53,944,104	20,282,298
5	茨城県取手市	24	108,957	37,792,234	16,909,280	109,348	37,786,710	16,505,419	109,595	36,918,471	15,729,459
6	埼玉県鴻巣市	26	119,192	35,986,120	17,844,402	119,301	36,023,300	17,155,169	119,746	39,635,853	16,309,259
7	埼玉県戸田市	26	135,243	49,015,218	17,742,054	132,880	50,246,259	17,624,623	130,338	52,189,031	17,146,955
8	埼玉県入間市	22	149,593	39,182,102	19,004,047	149,952	39,300,298	18,753,106	150,216	38,349,313	18,190,704
9	埼玉県三郷市	24	137,656	44,470,740	18,735,849	136,798	45,942,156	18,310,021	135,610	43,536,206	17,522,380
10	埼玉県坂戸市	20	101,408	30,418,611	13,620,858	101,219	30,216,636	13,328,423	101,098	27,078,255	12,781,473
11	埼玉県ふじみ野市	21	112,919	40,766,328	15,913,376	111,920	47,108,898	15,309,411	110,121	38,385,337	14,452,135
12	千葉県木更津市	24	134,002	39,283,763	19,071,101	133,064	40,864,300	18,579,510	132,345	40,970,683	17,898,974
13	千葉県我孫子市	24	132,853	37,882,189	17,403,808	133,216	38,239,070	17,175,675	133,665	35,589,835	16,560,353
14	千葉県鎌ヶ谷市	24	109,458	34,789,815	14,608,516	109,562	33,222,244	14,310,383	109,695	32,970,591	13,835,612
15	東京都武蔵野市	26	143,262	68,486,113	20,410,594	142,138	65,560,161	20,224,768	140,527	61,749,819	19,948,018
16	東京都青梅市	24	136,750	49,127,546	19,810,992	137,052	49,622,921	19,700,036	137,833	47,454,869	18,804,998
17	東京都昭島市	22	112,897	42,505,442	16,471,391	112,727	41,909,657	16,336,978	112,905	43,355,215	15,481,309
18	東京都小金井市	24	117,978	40,218,989	16,261,566	117,427	38,542,206	16,261,131	117,001	36,458,127	15,825,319
19	東京都東村山市	25	150,858	52,874,825	21,850,027	151,412	51,374,632	21,591,197	152,088	54,688,564	20,529,663
20	東京都国分寺市	24	119,940	46,817,189	17,814,592	119,379	41,706,132	17,799,648	118,697	39,576,173	17,043,203
21	東京都東久留米市	22	117,128	39,166,722	17,024,426	116,494	38,378,624	16,777,413	116,417	37,601,739	15,967,096
22	東京都多摩市	26	147,849	52,711,296	20,829,767	147,486	54,529,474	20,922,783	147,681	50,933,163	20,664,184
23	神奈川県伊勢原市	21	99,894	30,499,281	14,365,292	99,539	30,007,595	13,977,312	99,350	28,720,079	13,424,153
24	神奈川県海老名市	22	130,627	37,880,634	18,016,828	130,077	40,815,058	17,704,482	129,829	41,819,134	16,996,856
25	神奈川県座間市	22	129,701	40,235,055	17,724,774	129,767	39,383,415	17,208,631	130,320	36,801,604	16,566,262

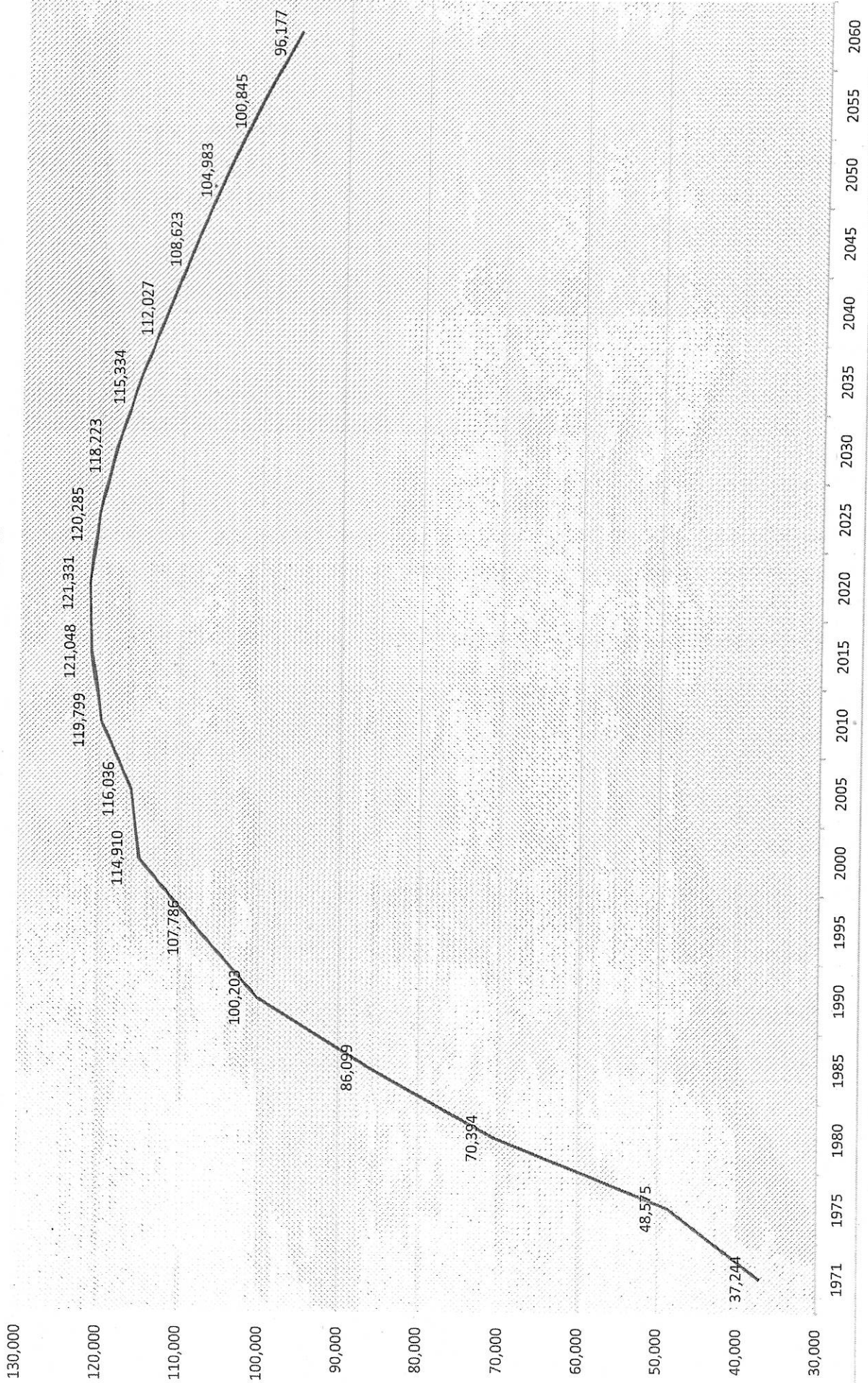
No	団体名	議員数(人) (H29. 10. 1)	平成28年度			平成27年度			平成26年度		
			住基人口(H28.1.1)	歳出合計(千円)	基準財政需要額(千円)	住基人口(H27.1.1)	歳出合計(千円)	基準財政需要額(千円)	住基人口(H26.1.1)	歳出合計(千円)	基準財政需要額(千円)
26	岐阜県多治見市	24	113,419	34,626,762	17,050,626	114,215	36,442,690	16,781,880	114,968	36,519,841	15,951,297
27	静岡県三島市	22	111,601	35,476,042	15,586,397	111,912	35,929,780	15,527,462	112,552	35,628,230	15,043,266
28	三重県伊勢市	28	129,764	50,376,750	22,944,136	130,865	49,289,190	22,623,388	131,670	45,561,250	21,647,610
29	大阪府池田市	22	102,671	33,836,989	15,134,361	102,625	34,421,932	15,306,467	102,964	34,245,305	15,127,294
30	大阪府守口市	22	144,615	59,760,282	23,581,548	145,037	60,818,657	23,373,669	145,501	66,059,947	22,341,147
31	大阪府泉佐野市	20	101,035	57,936,158	16,607,907	101,343	61,939,571	16,342,257	101,685	46,919,887	15,953,699
32	大阪府富田林市	19	114,919	38,168,017	17,766,499	115,931	39,630,326	17,826,684	116,851	38,561,923	17,093,444
33	大阪府河内長野市	18	109,545	34,651,791	16,600,240	110,975	34,082,758	16,769,814	112,173	35,953,976	16,318,936
34	大阪府松原市	18	121,962	44,733,349	19,551,767	122,910	42,555,297	19,319,177	123,611	42,043,632	18,553,916
35	大阪府箕面市	23	135,587	50,171,499	19,239,969	135,153	42,031,747	18,786,956	134,303	43,594,615	18,041,126
36	大阪府羽曳野市	18	114,146	37,868,261	18,893,462	115,127	39,164,212	19,005,094	115,904	38,594,046	18,188,964
37	兵庫県三田市	22	113,996	38,937,041	17,214,930	114,628	37,650,051	16,973,596	114,870	39,691,749	16,491,520
38	奈良県橿原市	24	124,113	41,449,585	18,530,879	124,779	42,084,196	18,245,761	125,288	40,374,644	17,778,075
39	奈良県生駒市	24	120,944	36,960,711	16,813,857	121,013	37,555,290	16,636,689	121,273	34,809,340	16,194,848
40	鳥取県米子市	26	149,731	62,236,046	24,627,458	149,857	64,516,626	24,180,126	150,313	61,596,625	23,477,105
41	広島県廿日市市	28	117,292	46,779,757	20,992,907	117,312	47,177,310	20,258,635	117,623	45,875,905	19,370,824
42	山口県岩国市	32	139,986	71,909,720	27,896,199	141,651	68,724,211	26,961,649	143,258	63,649,967	25,893,738
43	福岡県大牟田市	25	119,407	56,311,461	23,348,725	120,921	56,581,864	23,490,296	122,277	56,087,002	23,006,315
44	福岡県飯塚市	28	130,517	71,254,940	26,372,186	131,209	67,124,280	25,805,816	131,519	66,525,838	24,694,808
45	福岡県筑紫野市	22	102,459	32,430,408	14,464,111	102,421	30,488,565	14,361,097	102,228	32,160,840	14,016,497
46	福岡県春日市	20	113,026	31,512,135	14,802,176	112,372	35,202,249	14,548,816	111,702	31,720,636	13,951,835
47	長崎県諫早市	30	140,140	65,244,617	28,414,182	140,569	63,858,764	28,026,140	141,011	64,044,315	26,954,507
48	大分県別府市	25	120,658	47,042,940	20,066,602	121,100	47,097,413	20,205,222	121,865	46,210,501	19,398,672
49	宮崎県延岡市	29	127,924	61,822,169	26,380,023	129,455	57,837,151	25,888,104	130,834	61,434,319	25,034,603
50	鹿児島県霧島市	26	126,966	58,950,333	26,342,107	127,671	59,544,295	25,442,114	128,156	60,232,922	24,430,965

No	団体名	議員数(人)	人口(H29.1.1)	面積(km ²)	小学校区
1	奈良県奈良市	39	360,459	276.94	43
2	奈良県大和高田市	18	66,784	16.48	8
3	奈良県大和郡山市	22	87,742	42.69	11
4	奈良県天理市	18	66,588	86.42	9
5	奈良県橿原市	24	123,589	39.56	16
6	奈良県桜井市	16	58,625	98.91	11
7	奈良県五條市	12	31,911	292.02	10
8	奈良県御所市	15	27,065	60.58	7
9	奈良県生駒市	24	120,925	53.15	12
10	奈良県香芝市	16	79,044	24.26	10
11	奈良県葛城市	15	37,170	33.72	5
12	奈良県宇陀市	14	31,660	247.50	6

基礎于一夕(奈良県下)②

団体名	議員数(人)	平成28年度			平成27年度			平成26年度		
		住基人口(H28.1.1)	歳出合計(千円)	基準財政需要額(千円)	住基人口(H27.1.1)	歳出合計(千円)	基準財政需要額(千円)	住基人口(H26.1.1)	歳出合計(千円)	基準財政需要額(千円)
		奈良県奈良市	39	362,074	126,155,277	56,150,948	363,756	125,624,799	55,337,105	364,969
奈良県大和高田市	18	67,496	23,746,854	12,024,023	68,139	25,033,215	12,037,480	68,800	24,181,129	11,574,168
奈良県大和郡山市	22	88,268	33,226,582	14,281,671	88,732	30,814,503	14,253,446	89,420	30,424,426	13,949,280
奈良県天理市	18	67,238	25,653,021	11,618,116	67,505	26,624,332	11,536,165	67,731	23,765,396	11,195,991
奈良県橿原市	24	124,113	41,449,585	18,530,879	124,779	42,084,196	18,245,761	125,288	40,374,644	17,778,075
奈良県桜井市	16	59,045	22,912,185	10,207,276	59,424	22,221,344	10,294,207	59,822	21,430,077	9,937,393
奈良県五條市	12	32,576	20,421,678	9,061,900	33,110	20,640,849	8,955,144	33,806	18,890,284	8,611,176
奈良県御所市	15	27,466	14,266,424	6,463,399	27,979	13,699,120	6,608,341	28,494	14,265,496	6,442,749
奈良県生駒市	24	120,944	36,960,711	16,813,857	121,013	37,555,290	16,636,689	121,273	34,809,340	16,194,848
奈良県香芝市	16	78,512	25,040,063	11,542,772	78,297	24,741,638	11,381,927	78,071	22,840,143	11,024,784
奈良県葛城市	15	37,062	18,820,528	6,991,515	37,059	15,677,296	6,766,624	36,885	16,459,359	6,440,955
奈良県宇陀市	14	32,290	18,508,134	9,460,109	32,983	18,753,877	9,289,909	33,609	18,930,571	8,933,853

生駒市人口推移



2 地方自治制度の動向の把握

地方分権の推進についての主な動き

[H5]	6/3,4	地方分権の推進に関する決議(衆参)	[H20]	5/28	地方分権改革推進委員会「第1次勧告」 ・重点行政分野の見直し・基礎自治体への権限移譲
[H7]	5/15	地方分権推進法成立		12/8	地方分権改革推進委員会「第2次勧告」 ・出先機関改革・義務付け・枠付けの見直し
[H8]	12/20	地方分権推進委員会 第1次勧告～第4次勧告		6/16	第29次地方制度調査会答申 「今後の基礎自治体及び監督・議会制度のあり方に関する答申」
[H9]	10/9	・機関委任事務制度の廃止等 ・事務区分、国地方関係調整ルール等 ・地方事務官・係争処理手続等		10/7	地方分権改革推進委員会「第3次勧告」 ・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
[H10]	5/29	「地方分権推進計画」閣議決定		11/9	・地方自治関係法制の見直し・国と地方の協議の場の法制化
[H11]	11/19	地方分権推進委員会第5次勧告		11/17	地方分権改革推進委員会「第4次勧告」 ・地方税財政
[H12]	3/26	「第2次地方分権推進計画」閣議決定		12/15	地域主権戦略会議設置 「地方分権改革推進計画」閣議決定
[H13]	7/8	地方分権一括法成立		6/22	・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
[H14]	4/1	地方分権一括法施行		4/28	・国と地方の協議の場の法制化 ・今後の地域主権改革の推進体制 「地域主権戦略大綱」閣議決定
[H15]	7/3	地方分権改革推進会議発足	[H22]	6/22	第1次一括法(義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(41法律))成立(5/2公布)
[H16]	3/28	改正地方自治法成立(3/30公布) ・直接請求制度の見直し等	[H23]	4/28	国と地方の協議の場に関する法律成立(5/2公布) 改正地方自治法成立(5/2公布) ・議員定数の法定上限の撤廃、議決事件の範囲拡大、行政機関の共同設置等
[H17]	10/30	地方分権改革推進会議意見 ・事務・事業の在り方に関する意見		8/26	第2次一括法(基礎自治体への権限移譲(47法律)・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(160法律))成立(8/30公布)
[H18]	6/6	改正地方自治法成立(6/13公布) ・指定管理者制度の導入等		8/29	地方自治法の一部を改正する法律成立(9/5公布) ・地方議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等
[H19]	5/19	改正地方自治法成立(5/26公布) ・地域自治区の創設等		11/30	「地域主権推進大綱」閣議決定
[H20]	12/9	第28次地方制度調査会答申 「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」		3/8	地方分権改革推進本部設置
[H21]	2/28	第28次地方制度調査会答申 「道州制のあり方に関する答申」		6/7	第3次一括法(義務付け・枠付けの更なる見直し(74法律))成立(6/14公布)
[H22]	5/31	改正地方自治法成立(6/7公布) ・出納長・収入役の廃止、地方六団体への情報提供等	[H24]	6/25	第30次地方制度調査会答申 「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」
[H23]	6/7	地方分権の推進に関する意見書提出(地方六団体) 「骨太の方針2006」閣議決定	[H25]		
[H24]	7/7	地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。			
[H25]	12/8	地方分権改革推進法成立(12/15公布)			
[H26]	4/1	地方分権改革推進法施行			

地方分権一括法（平成11年）以降の地方議会に関する制度改正の概要①

地方制度調査会答申		地方自治法改正
第26次「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」（平成12年10月25日）	<ul style="list-style-type: none"> 学識経験者や地域・職域を代表する者等を審議に直接参加させる仕組みを設けることも今後の検討課題とすべき 	<ul style="list-style-type: none"> 条例制定権の拡大 百条調査権の対象拡大 議案提出要件及び修正動議の発議要件の緩和 議員定数の法定定数の廃止（条例制定数制度の導入） 議員定数の人口区分の大括り化と上限数の設定 国会に対する地方議会の意見書の提出 政務調査費制度の創設 常任委員会の数の制限の廃止 議員派遣制度の創設 定例会の招集回数自由化
第28次「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」（平成17年12月9日）	<ul style="list-style-type: none"> 議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止すべき 委員会の委員を、閉会中など一定の場合に、委員会条例により議長が指名することで選任できるようにすべき 議案提出権について、委員会にも認めるべき 学識経験者等が議案を調査・報告できることとすべき 会議録を電磁的記録により作成することも可能とすべき 専決処分要件の明確化を図るべき 必要と認めるときに必ず臨時会が開かれる担保が必要 法定受託事務の議決事件の追加について、引き続き検討 議員定数の法定上限を撤廃することについて、引き続き検討 勤労者が立候補・議員活動できる環境整備、議員と他団体の職員との兼職を可能とすることも検討すべき課題 議員を「公選職」と位置づけるべきとの意見について、法的効果や政治活動と公務の関係等の論点があり、引き続き検討 小規模自治体においては会期制度を廃し、週1回夜間の会議開催など、規模に適した新たな議会制度を、今後検討すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的事項に係る調査制度の創設 議長への臨時会の招集請求権の付与 委員会制度の改正（複数の常任委員会への所属制限の廃止、議案提出権の付与） 専決処分の要件の明確化 電磁的記録による議事録作成の可能性 議会活動の範囲の明確化 議員の報酬に関する規定の整備

地方分権一括法（平成11年）以降の地方議会に関する制度改正の概要②

地方制度調査会管中		地方自治法改正
<p>第29次「今後 の基礎自治体 及び監査・議会 制度のあり方 に関する管中」 （平成21年6 月16日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の議員定数の決定は、各団体の自主的な判断に完全に委ねることとし、法定上限を撤廃すべき ・法定受託事務について議決事件の追加を認めるべき ・法定受託事務のうち議決事件の追加が適当でないと考えられるものに対する措置を検討していく必要 ・長期間の会期を設定し必要に応じて会議を開く方式など、弾力的な議会のあり方を促進すべき ・議会の招集権の議長への付与について、平成18年改正の議長の臨時会招集請求権の運用状況を見ながら、引き続き検討 ・長の調査権及び長が議会に経営状況の報告を要する対象となる法人を拡大すべき ・契約の締結等、議決事件の対象について条例で定めることができる範囲を現行より合理的な範囲内で拡大すべき ・住民訴訟の係属中に損害賠償・不当利得返還請求権を放棄することを制限する措置を講じるべき ・議会への実地検査権について、検査権や調査権の行使の状況も勘案しつつ、検討すべき ・勤労者の立候補に伴う休暇保障制度等について、議会活動を社会で支える意識の醸成に努めつつ、検討していくべき ・議員の位置付け等を法制化すべきとの意見について、議員活動の実態を踏まえ、政治活動と公務との関係等を勘案しつつ、引き続き検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数の法定上限の撤廃 ・議決事件の範囲の拡大 ・調査権等の対象法人拡大（地方自治法施行令改正） <p style="text-align: center;">平成23年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通年会期制の導入 ・議長への臨時会招集権の付与 ・委員会に関する法定事項の簡素化 ・公聴会、参考人招致の本会議実施の法定化 ・政務調査費から政務活動費への改正 ・議決事件とすることが適当でない法定受託事務の規定（地方自治法施行令改正） <p style="text-align: center;">平成24年</p>

地方分権一括法（平成11年）以降の地方議会に関する制度改正の概要③

地方制度調査会答申		地方自治法改正
<p>第31次「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（平成28年3月16日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 議長の議会招集権を必要に応じて活用すべき • 基幹的な計画等を議決事件に追加する等の取組を積極的に進めるべき • 議会による予算修正権の拡大については慎重に検討 • 議会が決算認定せず、その理由を示した場合、長が説明責任を果たす仕組みを設けるべき • 議会事務局体制強化、議会図書室の機能向上すべき • ICTを積極的に活用し情報発信等の充実を図るべき • 公聴会、参考人、専門的事項に係る調査制度等の積極的活用により意思決定過程への住民参加を進めるべき • 議員の位置付け等を法制化するべきとの意見について、議員活動の実態を踏まえ、引き続き検討 • 議員活動の透明性確保のための取組を進めるべき 	<ul style="list-style-type: none"> • 決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備
	平成29年	

3 市民意見の把握

①パブリックコメントでの意見

※別添資料1参照

②市民懇談会での意見

※別添資料 2 参照

4 学識経験者の意見把握

今後期待される地方議会の役割と 議員定数について

2018年7月6日 生駒市議会

法政大学副学長 教授 廣瀬 克哉
自治体議会改革フォーラム代表

1

地方自治体のこれからの課題と議会の役割

- ・成長・拡大の時代から成熟・縮退の時代へ
- ・政策のマネジメントの基本的な転換が必要
・行政だけではできない転換
- ・自治体について考える際の基本的な「発想」を変える
必要があるが、市民に浸透するには時間がかかる
- ・自治体行政と市民とをつなぐ決定的な回路としての議
会の役割が問われる
- ※「決定的な回路」＝重要な事項について市民を代表
して最終的に決定する権限をもつ

©2018 HIROSE Katsuya

2

議会に何を「期待」するのか

- ・複数の代表で構成しておいて、公開の場で議論をして
ものごとを決める
- ・市民の縮図をつくり
- ・市民に代わって調べ、論議し、決着をつける
- ・意思決定への住民感情の反映
- ・私たちの声は届いているという実感をもちたい
- ・意思決定の質の確保
- ・素人には分からない問題点にも気づいて議決

共感

質保証

©2018 HIROSE Katsuya

3

共感のための反映 ←→ 集約による質保証

- ・市民社会の忠実な反映
- ・議員が多い方が忠実に反映できる
- ・しかし、全員ではできないから議員を選出し議会を置
いている
- ・議論の上で納得して意見を集約していくことも重要
- ・審議の質の確保により政策判断の質を確保＝議員の質
- ・委員会ごとに分担して深く（狭く）審議
- ・このバランスを追求することが必要

©2018 HIROSE Katsuya

4

審判はモメると最後は合議で決める

- ・最後の判断は主審や行司一人に任せない
- ・複数の眼で見ることが不可欠
- ・見逃しを防ぐ
- ・公正さを担保する
- ・だから、地方自治体の政策決定について「最後に決める」役割は合議体である議会に委ねられている
- ・行政に対するセカンドオピニオン・ダブルチェック
- ・市民の声が届く（行政以外の）多様な複数の回路の束

©2018 HIROSE Katsuya

5

市民と議会の関係とは

- ・市民は公共サービスの消費者？
- ・供給者である自治体の取締役会が議会？
- ・公正取引委員会や公認会計士などに当たるのが議会？
- ・つまり消費者の保護が議会の役割？
- ・少数で良いから力のある保護者がいて欲しい
- ・市民は地方自治体のオーナー（株主のようなもの）
- ・株主総会に送り込む市民の代理人が議員
- ・少数の議員＝多様な市民の意見を粗くまとめて代理
- ・多数の議員＝多様な市民の意見をきめ細かく代理

©2018 HIROSE Katsuya

6

日本の自治体の特徴（国際比較のために）

- ・世界一広い範囲の政策について権限がある
- ・「住民福祉の向上」に資することであれば何でもできる権限をもっている
- ・様々な政策領域について国と自治体が協力して実施していく体制をとっている
- ・議会が議決しなければならぬ政策の範囲も世界一広い
- ・自治体の支出が政府部門の支出全体に占める割合も非常に高い（国よりも多くを自治体が支出）

©2018 HIROSE Katsuya

7

議員定数の論点

- ・人口比で決めることはできるか？
- ・地方自治法の名残
- ・一定の合理性はあるかも知れないが決定打ではない
- ・同じ人口でも地域性の共通した狭い自治体もあればヤマモ平地も含んだ広大な自治体もある
- ・規模などが似ている他の自治体と比べてみる
- ・一定の説得力があることは確か
- ・生駒市の場合特に多くも、特に少なくもない

©2018 HIROSE Katsuya

8

絶対数の問題

- ・最低限何人いれば議会になるだろうか？
- ・議長と議員が必要という点では最低3人？
- ・賛否回数なりにくくするには4人？
- ・日本の実例では5人が最小議会
- ・委員会の最低人数を想定しておくことも重要
- ・生駒市の1委員会6名：かなり少ない部類
- ・自治体によっては最低8名、理想は9名という例も
- ・多様な視点からの活発な議論には一定の人数が必要

©2018 HIROSE Katsuya

9

差分で考えることの危険性

- ・現状よりも若干のマイナスは許容可能に思える
- ・しばしば欠員は生じる
- ・若干の欠員が生じていた時期、議会の活動が致命的に損なわれていたか？
- ・多くの場合、若干の不都合程度
- ・そして誰もいなくなった？
- ・差分主義では削減論はどこまで言っても終わりが無い
- ・なぜ一定数が必要なのかについて積み上げで考える必要

©2018 HIROSE Katsuya

10

議会という機関の役割から組み立てる

- ・議会が何をやっているか分からないで、せめてコストを下げたいという発想から定数、報酬の削減論は生まれる
- ・何のために議員を選び、報酬を払っているのか？
- ・それは必要経費として許容できる範囲内か？
- ・生駒市の一般会計決算で、議会費は1% (3.6億円)
- ・370億円の一般会計、256億円の特別会計をチャックしているのが議会

©2018 HIROSE Katsuya

11

議員定数の積み上げ型の論点

- ・住民全体を反映するための人数
- ・議会に反映されるべき属性が反映される必要
- ・地域、生別、職業、年代、価値観等々……
- ・委員会を分けて深く審議するための人数
- ・設置したい委員会数×委員会に必要な最低人数が必要
- ・審議を活性化するための人数
- ・議論を通して論点・争点を発見、公開するためには優等生の集まりでは不適當

©2018 HIROSE Katsuya

12

ダブルチェックと政策創出

- ・議会の機能は行政が提案する政策のチェックと、行政が提案しない政策をつくること
- ・有効なチェックをするためには
 - ・リクツや制度を一切理解しないのは困りもの
 - ・もっと困るのは議会が「リクツや制度の説明ですぐ納得してしまう人だけの集まり」になってしまふこと
- ・リクツや制度の上を行く政策の創出力がほしい
- ・枠にはまらない人、突飛な発想をする人が不可欠

©2018 HIROSE Katsuya

13

議員報酬の論点

- ・議会活動にどの程度の時間を要するか
- ・議会改革の結果議員活動に費やす時間は増えている
- ・それでも「兼業」できる職業人以外は議員になれない
- ・報酬が少ないほど無投票・定数割れの確率は上がる
- ・他方で30人落選する地方議会議員選挙も存在する
- ・同じ市区町村議会でも報酬には大差がある
- ・同じ自治体の職員給のどのあたりに相当するかも違う
- ・初任給以下から部長給以上まで

©2018 HIROSE Katsuya

14

議員ボランティア論の落とし穴

- ・議員は無給のボランティアにして兼業で夜間や休日に議会を行うべきとの議論がある
- ・さまざま兼業人が議会に参加できることは利点
- ・ただし、アマチュアのパートタイム議員が責任を持つて判断ができる条件を整える必要がある
- ・米国の二元代表型の議会の場合、議員数の7, 8倍以上のフルタイムのスタッフが配備されている
- ・ニューヨーク市議会 議員51人、職員550人!
- ・人件費の観点ではボランティア議員の方が高つく

©2018 HIROSE Katsuya

15

フルタイム議員を想定するなら

- ・議員在任中は議員活動に専念できる条件の保証を
- ・社会的にみて高給取りである必要、根拠は希薄
- ・政令市（特に伝統的な）や特別区の議員報酬は別として、一般市の議員報酬が高いとは思われない
- ・落選リスクはとれるけれども当選リスクはとれない
- ・定数ギリギリ選挙が続いているなら報酬は安すぎる
- ・フルタイム議員が責任をもって判断する財政規模を想定して設定すべき
- ・議会費は一般会計の何パーセントか？

©2018 HIROSE Katsuya

16